

重要事項のご説明



1 はじめに

- この書面は、ゴルフ保険^(注)に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- (注)「ゴルフ保険」はゴルフ賠償責任補償特約をセットしたパーソナル生活補償保険のペットネームです。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」(以下「普通保険約款・特約」と表記します。)に記載しています。必要に応じて当社ホームページ(<https://web-yakkan.ms-ins.com/clause/item/list>)に掲載のWeb約款でご確認ください。書面の「普通保険約款・特約」をご希望の場合は代理店・扱者または三井住友海上インターネットデスクへご請求ください。

- 保険証券や変更手続完了のお知らせ(変更確認書)、「普通保険約款・特約」はWebで閲覧する方法となります。このため書面の保険証券や変更手続完了のお知らせ(変更確認書)、「普通保険約款・特約」はお届けしません。お申込み後にお届けをご希望される場合は、三井住友海上インターネットデスクにご連絡ください。eco保険証券およびWeb約款は当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)からご覧いただけます。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご契約後も保管してください。ご不明な点につきましては、三井住友海上インターネットデスクまでお問い合わせください。

<よくあるご質問><https://www.ms-ins.com/contact/golf>
<インターネットデスク> **0120-321-476**(無料) こちらから
受付時間 平日 9:00~17:00 (土日・祝日・年末年始は休業させていただきます) アクセス ▶



2 マークのご説明

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

しおり

このマークの項目は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。

3 この書面の構成

Ⅰ 契約締結前におけるご確認事項 ▶ P.2~4

1. 商品の仕組み
2. 基本となる補償 等
3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等
4. 満期返れい金・契約者配当金

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項 ▶ P.5

1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)
2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)
3. 傷害死亡保険金受取人

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項 ▶ P.6

1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)
2. 解約と解約返れい金
3. 被保険者からの解約

その他ご留意いただきたいこと ▶ 最終ページ

「解約日、始期日、修理費、達成証明資料、当社所定のホールインワン・アルバトロス証明書、保険期間、満期日、免責金額」の用語の説明について

4 用語の説明

しおり 「用語のご説明」を参照

危険	損害等の発生の可能性をいいます。
ゴルフ	ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類のスポーツを除きます。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行うための有料の施設(ゴルフ練習場を含みます)をいいます。ただし、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
他の保険契約等	保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。

被保険者	保険契約により補償の対象となる方または補償を受ける方をいい、保険契約に適用される特約に規定する被保険者をいいます。
普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害等が発生した場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が発生した場合に、当社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをする方であって、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

5 お問い合わせ窓口

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク **0120-632-277**(無料)
チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

三井住友海上事故受付センター **0120-258-189**(無料)

事故は いち早く

指定紛争解決機関

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] **0570-022-808**

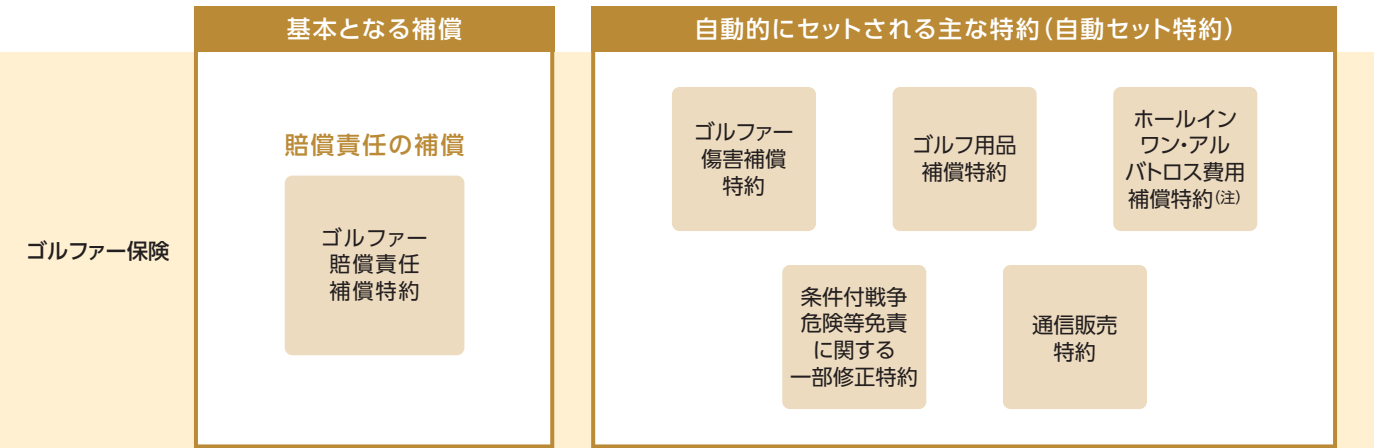
- ・受付時間 平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

I 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み 契約概要

この説明書では **ゴルフ保険**（パーソナル生活補償保険）を説明しています。
基本となる補償、自動的にセットされる主な特約（自動セット特約）は次のとおりです。なお、この保険はご契約コースでの販売となります。



(注)ご契約コースによりセットされない場合があります。

(2) 被保険者の範囲 契約概要

被保険者は、契約申込内容入力画面の被保険者欄で設定される方となります。

2. 基本となる補償 等

(1) 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償の「保険金をお支払いする場合」および「保険金をお支払いしない主な場合」は次のとおりです。
詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。しおり [「主な保険金一覧」](#)を参照

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルフ保険賠償責任保険金	日本国内外において、ゴルフの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。	・保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意によって発生した損害賠償責任 ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ・被保険者が他人から借りたり預かったりしている財物が損害を受けたことにより、被保険者が貸主に対して負担する損害賠償責任（ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの損壊によって負担する損害賠償責任については保険金をお支払いします。） など

(2) 保険金額の設定 契約概要

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまのご契約の保険金額は、契約申込内容入力画面の保険金額欄をご確認ください。

●各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入等に照らして適正な額となるように設定してください。なお、ゴルフ保険傷害補償特約における傷害死亡・後遺障害保険金額は、次のいずれかに該当する場合、他の保険契約等と合計して、被保険者1名につき1,000万円が限度となります。

- 被保険者が始期日時時点で満15才未満の場合
- 保険契約者と被保険者が異なる場合

(3) 主な特約の概要

契約概要

ゴルファー傷害補償特約	日本国内外のゴルフ場敷地内 ^(注1) で、ゴルフの練習中、競技中または指導中に、急激かつ偶然な外来の事故によって、ケガを被った場合に保険金をお支払いする特約です。
ゴルフ用品補償特約	日本国内外のゴルフ場敷地内 ^(注1) で、ゴルフ用品 ^(注2) の盗難、ゴルフクラブの破損または曲損によって発生した損害に対して、保険金をお支払いする特約です。 ただし、被害物の修理費等または時価額 ^(注3) のいずれか低い方が限度となります。また、保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 ^(注5)	日本国内のゴルフ場において、アマチュアゴルファーである被保険者が、パー35以上の9ホールをラウンドするゴルフ競技中に次のホールインワンまたはアルバトロス(以下、「ホールインワン等」といいます)を達成したことにより、慣習として約款所定の費用を負担した場合に保険金をお支払いする特約です。 【対象となるホールインワン等】 ① 次のア.およびイ.の両方が目撃^(注6)したホールインワン等 ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(具体的には次の方をいいます) 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者 等 ⚠ ご注意 原則としてセルフプレー中に達成したホールインワン等は保険金支払の対象にはなりません。前記「イ. 同伴競技者以外の第三者」の目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 ② ビデオ映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワン等 ③ 公式競技において、上記①ア.またはイ.のいずれかの目撃^(注6)があるホールインワン等 ※ 保険金お支払い時に、当社の求めるホールインワン・アルバトロスを証明できるものが必要になります。詳細は特約をご確認ください。

- (注1) ゴルフ場敷地内とは、ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
- (注2) ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類であって、被保険者所有のゴルフ用品一式をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
- (注3) 時価額とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額^(注4)から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
- (注4) 再調達価額とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入した時の金額より低い金額となる場合があります。
- (注5) この費用を補償する他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)を複数契約されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金はお支払いできませんのでご注意ください。
- (注6) 目撃とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することをいいます。例えば、達成後にボールがカップインした状態のみ目視した場合は、「目撃」には該当しません。

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約等、補償内容が同様の保険契約が他にある場合は、補償が重複することがありますのでご注意ください。詳細は4ページの「(4) 複数のご契約があるお客さまへ」をご確認ください。

※ 特約の詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約をご確認ください。

(4) 複数のご契約があるお客さまへ 注意喚起情報

次の特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(ゴルフ保険以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ゴルフ保険にセットする特約	補償の重複が発生する他の保険契約・特約の例
①	ゴルフ保険賠償責任補償特約	自動車保険または火災保険の日常生活賠償特約
②	ゴルフ用品補償特約	傷害保険の携行品損害補償特約
③	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	傷害保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約

(5) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

①保険期間：1年間

②補償の開始：始期日の午前0時(契約申込内容入力画面に異なる時刻が表示されている場合はその時刻)

③補償の終了：満期日の午後4時

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

(1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は保険金額等により決まります。実際に契約する保険料は、契約申込内容入力画面の保険料欄をご確認ください。

最低保険料の取扱いについて知りたい場合

 「最低保険料について」を参照

(2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は、当社の指定するクレジットカードにより保険料を一時に払い込むクレジットカード払に限りです。

保険料は、ご契約と同時に全額を払い込んでください。

※一部の契約では、コンビニ店頭払による一時払が可能です。詳細は契約手続画面でご確認ください。

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から代理店・扱者または当社が保険料を領収するまでの間に発生した支払事由による損害等に対しては、保険金をお支払いできません。

4. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、契約申込内容入力画面で【告知事項】と記載されている項目のことです。
この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。契約申込内容入力画面への入力内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

注意喚起情報

この保険は保険期間が1年のみとなるため、ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

3. 傷害死亡保険金受取人

注意喚起情報

傷害死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、法定相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相続できる人を行い、法律上の婚姻関係にない配偶者を含みません。

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

次の事実が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに三井住友海上インターネットデスクまでご連絡ください。

- ① 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ② 契約条件を変更する場合

2. 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、三井住友海上インターネットデスクまでお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

3. 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にゴルフ傷害補償特約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はゴルフ傷害補償特約を解約しなければなりません。

ただし、この場合において、当社が未払込保険料を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

保険契約者と被保険者が異なる場合で、被保険者がゴルフ傷害補償特約の解約を希望するとき

しおり 「被保険者によるゴルフ傷害補償特約の解約請求について」を参照

<よくあるご質問> <https://www.ms-ins.com/contact/golf>

<インターネットデスク> **0120-321-476** (無料)

受付時間 平日9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始は休業させていただきます)

こちらから
アクセスできます▶



その他ご留意いただきたいこと

1 事故が起こった場合

事故が起こった場合、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社にご連絡ください。

ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

また、賠償事故の場合、事故現場で示談・口約束はしないでください。

保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金のご請求時にご提出いただく書類」に定める書類等をご提出いただく必要があります。

事故時の手続き等について知りたい場合

しおり「事故が起こった場合の手続き」を参照

2 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①	当社および グループ会社の商品・ サービス等の例	損害保険・生命保険商品、 投資信託・ローン等の金融商品、 リスクマネジメントサービス
②	提携先等の商品・ サービスの ご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

3 契約取扱者の権限 **注意喚起情報**

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理等の業務を行っています。

したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

4 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、当社に保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5 継続契約について

● 保険金請求状況や年齢等によっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや、補償内容を変更することがあります。

● 当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。

そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

6 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。

この保険は保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、個人等といえます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。

ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

その他、以下の項目は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

しおり「無効、取消し、失効について」「ご契約内容および事故報告内容の確認について」を参照

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

〈チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス〉

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

〈お客さまデスク〉0120-632-277(無料)

こちらから

アクセスできます▶



● ご相談・お申込先